

青森県緊急時モニタリング実施要領

平成29年11月策定

青森県

(経過)

版	改正日	改正内容
第1版	平成2年1月9日	旧要領策定
第2版	平成2年6月1日	県地域防災計画（原子力編）の修正（平成2年3月）に伴う修正
第3版	平成4年3月12日	所要の改正
第4版	平成9年12月11日	県地域防災計画（原子力編）の修正（平成9年9月）に伴う修正
第5版	平成16年12月2日	県地域防災計画（原子力編）の修正（平成13年度及び15年度）に伴う改正等
本要領	平成29年11月1日	東日本大震災後の原子力災害対策指針の制定等を踏まえた県地域防災計画（原子力編）の修正（平成24年度及び25年度）及び緊急時モニタリング計画の策定に伴う本要領の策定

目 次

第1 趣旨等	1
第2 組織体制	
1 事態に応じた実施体制	2
（1）情報収集事態	2
（2）警戒事態	2
（3）施設敷地緊急事態	3
2 要員	4
3 緊急時モニタリング本部の班の編成及び業務	5
（1）警戒事態	5
（2）施設敷地緊急事態	6
第3 緊急時モニタリング	
1 事態に応じた実施内容	8
（1）情報収集事態	8
（2）警戒事態	8
（3）施設敷地緊急事態	9
2 通信連絡体制	10
（1）初動体制	10
（2）情報収集事態	11
（3）警戒事態	11
（4）施設敷地緊急事態	12
3 要員の被ばく管理	13
4 資機材の整備	13
5 関係資料の整備	13
6 マニュアル等の整備	13
第4 その他	13

第1 趣旨等

1 趣旨

この要領は、青森県緊急時モニタリング計画（平成29年5月1日策定。以下同じ。）に基づき、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）に関する具体的な実施の内容・方法等を定める。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、特段の定めがあるものを除き、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）その他の法令並びに原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力委員会）及び青森県地域防災計画（（原子力編）平成26年2月25日修正。以下同じ。）並びに青森県緊急時モニタリング計画その他の関係通知等に定めるところによる。

第2 組織体制

1 事態に応じた実施体制

各緊急事態区分における緊急時モニタリングの実施体制は、次に定めるところによるものとする。

(1) 情報収集事態

情報収集事態（原子力事業所立地市町村で震度5弱以上（震度6弱以上を除く。）の地震の発生を認知した場合）時には、青森県原子力センター（以下「原子力センター」という。）において、平常時の環境放射線モニタリング（以下「平常時モニタリング」という。）を継続する。

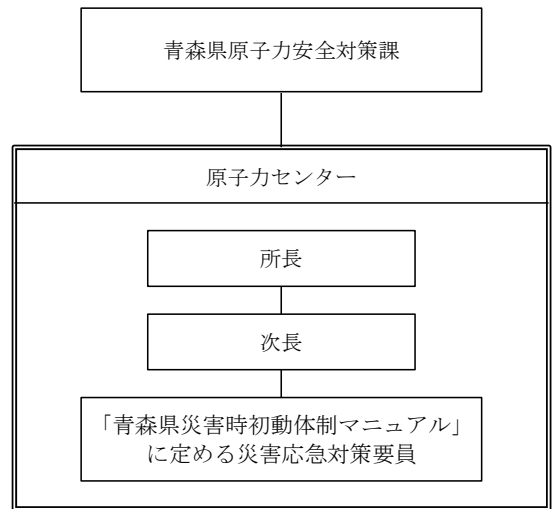


図1 情報収集事態の実施体制

(2) 警戒事態

原子力災害対策指針及び青森県地域防災計画（原子力編）に定める警戒事態時には、原子力センターに青森県緊急時モニタリング本部（以下「緊急時モニタリング本部」という。）を設置し、情報収集に努めるとともに、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

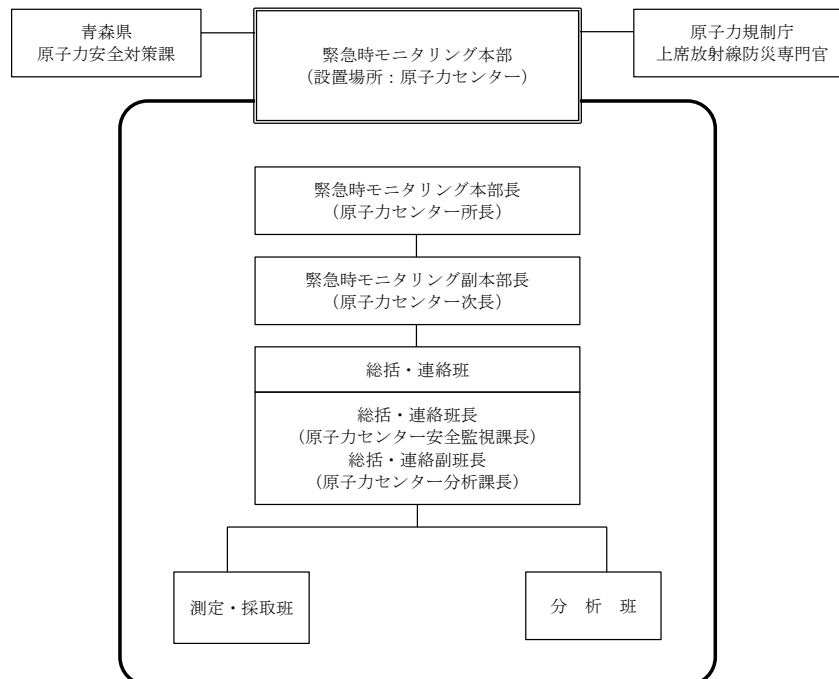
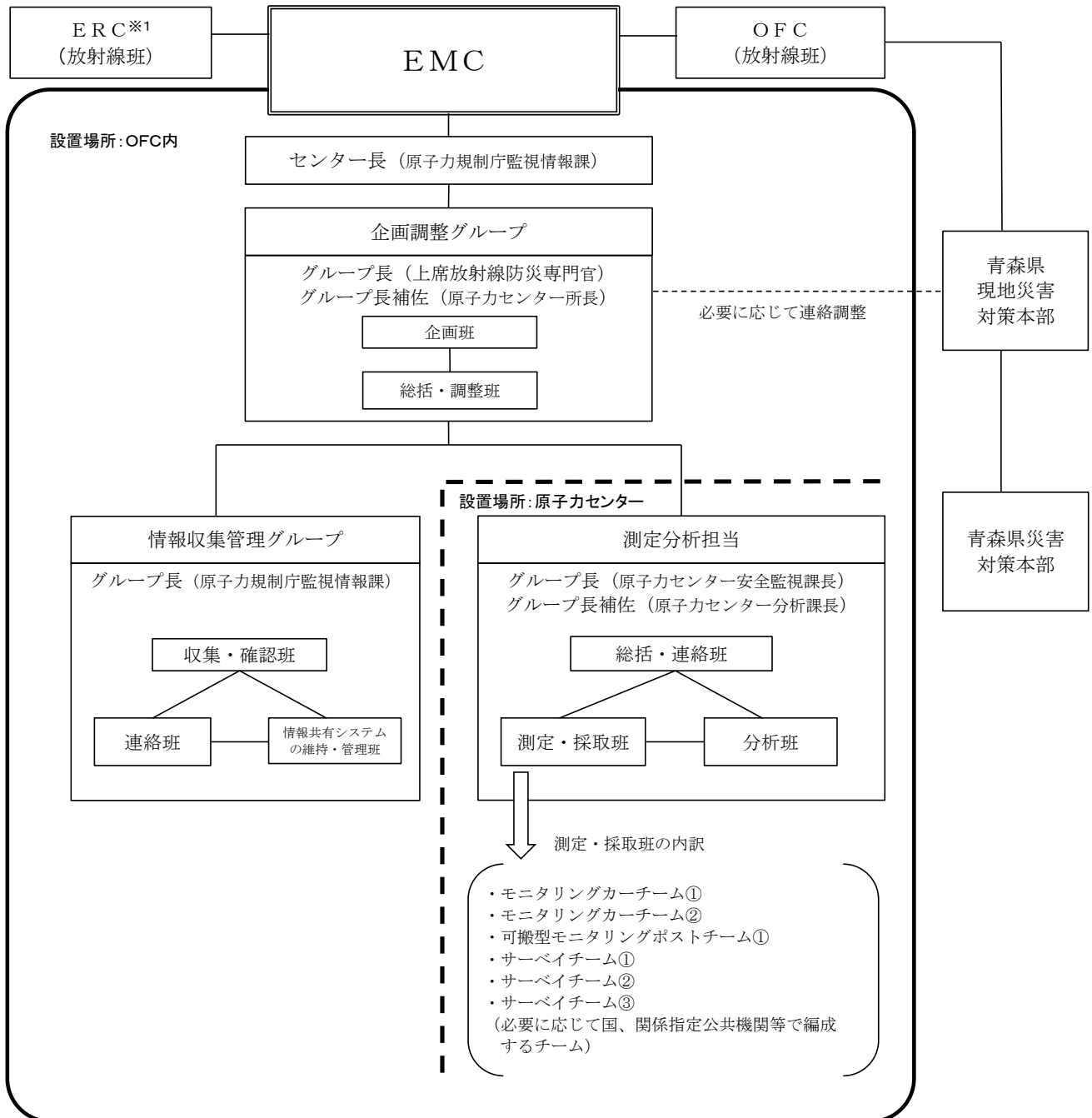


図2 警戒事態の実施体制

(3) 施設敷地緊急事態

原子力災害対策指針及び青森県地域防災計画（原子力編）に定める施設敷地緊急事態時以降は、緊急時モニタリング本部は、国が設置する緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）に参画し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。

また、県は、国が指定するオフサイトセンター（以下「OFC」という。）にEMCの企画調整グループ及び情報収集管理グループ構成要員を派遣する。



※1 原子力規制庁緊急時対応センター

図3 施設敷地緊急事態の実施体制

2 要員

緊急時モニタリング本部及びEMCを構成する要員は、概ね表1に定めるところによるものとする。
 具体的な要員は、毎年度当初に見直し、これを指定するものとする。

表1 緊急時モニタリング本部要員

所 属	人 数 ^{※1}	
	警戒事態	施設敷地緊急事態以降 (EMC構成要員として活動)
原子力センター		
所長	1	1
次長	1	1
総務担当	4	4
安全監視課	6 (1)	6 (1)
分析課	8 (2)	8 (2)
青森市駐在	1 (1)	1 (1)
青森県環境保健センター		
総務室		1
微生物部		} 6 (6)
理化学部		
公害部		
東青地域県民局環境管理部		1 (1)
中南地域県民局環境管理部		1 (1)
三八地域県民局環境管理部		1 (1)
下北地域県民局環境管理部		1 (1)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター		1 (1)
公益財団法人環境科学技術研究所		2 (2)
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター		2 (2)
計	21 (4)	37 (19)

※1：()内の人数は交代のための要員数(外数)。なお、交代要員については必要に応じてERC放射線班に派遣を要請する。

3 緊急時モニタリング本部の班の編成及び業務

緊急時モニタリング本部の編成及び業務は、次に定めるところによるものとする。

(1) 警戒事態

警戒事態時に原子力センターに設置する緊急時モニタリング本部の班編成及び業務内容は、概ね表2のとおりとする。

表2 緊急時モニタリング本部の班編成及び業務

緊急時モニタリング本部		
班名等	人数等	主な業務内容
本部長	1 (原子力センター所長)	1. モニタリングの全体指揮
副本部長	1 (原子力センター次長)	1. 本部長の補佐
総括・連絡班	9 ^{※2} 班長：安全監視課長 副班長：分析課長	1. 固定観測局 ^{※1} 等の稼働状況の確認 2. 固定観測局等による測定強化 3. 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定に係る検討の開始 4. 放出源情報等の収集 5. モニタリングに必要な情報（交通、気象等）の収集 6. EMCの設置準備 7. 必要な資料の準備 8. 関係機関（青森県原子力安全対策課、原子力規制庁上席放射線防災専門官、モニタリング要員派遣機関等）との連絡・調整
測定・採取班	8	1. 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定開始 2. 固定観測局等の巡視点検 3. モニタリングカー等の出動準備 4. 環境試料の採取準備
分析班	2	1. 環境試料の分析準備

※1：モニタリングステーション及びモニタリングポストを示す。

※2：1名は原子力センター青森市駐在職員とし、青森市駐在（青森県環境保健センター内）に登庁し、総括・連絡班長の指示のもと固定観測局等の稼働状況の確認等の対応をとる。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態時以降は、緊急時モニタリング本部要員は、EMC構成要員として活動する。

この場合において、概ね表3及び4に定めるところにより、EMC企画調整グループ及び情報収集管理グループ要員をOFCへ派遣するとともに、EMC測定分析担当要員を原子力センターへ派遣する。

表3 企画調整グループ及び情報収集管理グループの要員構成・業務

班名等	人数	構成機関	主な業務内容	
センター長	1	原子力規制庁監視情報課 ^{※1}	1. 緊急時モニタリングの全体指揮	
企画調整グループ	グループ長	1	上席放射線防災専門官 ^{※1}	1. グループの指揮
	グループ長補佐	1	原子力センター所長 ^{※1}	1. グループの指揮補佐
	企画班	6	国 : 2 (1名はグループ長と兼務) 県 ^{※2} : 2 (1名はグループ長補佐と兼務) 事業者 : 1 関係指定公共機関 : 1	1. 緊急時モニタリング実施計画案の修正 2. 指示書・作業手順書の作成 3. 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 4. ERC放射線班への動員要請リストの作成
	総括・調整班	3	国 : 1 (企画班と兼務) 県 : 2 (1名は企画班と兼務)	1. EMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 2. EMCの全ての文書の原本管理 3. EMCの運営支援
情報収集管理グループ	グループ長	1	原子力規制庁監視情報課	1. グループの指揮
	収集・確認班	5	国 : 1 (グループ長と兼務) 県 : 2 事業者 : 1 関係指定公共機関 : 1	1. 緊急時モニタリング結果の整理 2. 緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 3. 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 4. モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与 5. 妥当性確認における再確認
	連絡班	3	国 : 1 (グループ長と兼務) 県 : 1 事業者 : 1 (収集・確認班と兼務)	1. EMC活動内容の記録 2. ERC放射線班との情報伝達 3. OFC放射線班との情報伝達 4. EMC内の情報伝達
	情報共有システム等の維持・管理班	2	国 : 1 県 : 1 ^{※3}	1. 情報共有システム及びテレメータシステムの監視、維持管理 2. モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持管理 3. 異常値への対応

※1 : センター長が不在の場合はセンター長代理がその職務を代行する。センター長代理は、上席放射線防災専門官、原子力センター所長の順で、その職務にあたる。

※2 : 表中の「県」は緊急時モニタリング本部要員に指定された県職員及び関係機関職員((公財)環境科学技術研究所、(公財)核物質管理センター及び(国研)日本原子力研究開発機構)を示す。表4についても同様。

※3 : 原子力センターに配置し、測定分析担当 総括・連絡班とともに業務を行う。

表4 EMC測定分析担当の要員の構成・業務

班名	人数	構成機関	主な業務内容	
測定分析担当 グループ長	1	原子力センター 安全監視課長	1. 測定分析担当の総括	
測定分析担当 グループ長補佐	1	原子力センター 分析課長	1. グループ長の補佐	
総括・連絡班	7 ^{※1}	県：4（2名はグループ長及びグループ長補佐と兼務） 関係指定公共機関：3	1. チーム編成 2. 指示書の共有及び測定、分析の指示 3. 測定・分析結果の情報共有システムへの入力 4. 現地における緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報収集管理グループへの報告 5. 測定・採取班及び分析班の作業進捗状況等の把握 6. 屋外で活動する要員の安全管理に係る業務（スクリーニング、被ばく線量の管理等） ^{※2} 7. 測定分析担当に係る庶務的業務及び運営支援業務	
測定・ 採取 班	モニタリング カーチーム①	3	県：3	1. モニタリングカーによる測定
	モニタリング カーチーム②	3	県：3	1. モニタリングカー（サーベイ車）による測定
	可搬型モニタリン グポストチーム	3	県：3	1. 可搬型モニタリングポストの設置・移設
	サーベイ チーム①	3	県：3	1. サーベイメータによる測定 2. 環境試料の採取
	サーベイ チーム②	3	県：3	1. サーベイメータによる測定 2. 環境試料の採取
	サーベイ チーム③	3	県：3	1. サーベイメータによる測定 2. 環境試料の採取
	(必要に応じて国、関係指定公共機関等で編成するチーム)			
分析班	8	県：8	1. 環境試料の分析	

※1：原子力センターに配置される、情報収集管理グループ 情報共有システム等の維持・管理班1名（県）の人数は含まない。

※2：帰還時のスクリーニング等、屋外で活動する要員の安全管理に係る業務については、総括・連絡班長の指示により他班も動員する。

第3 緊急時モニタリング

1 事態に応じた実施内容

各緊急事態区分におけるモニタリング実施内容は、次に定めるところによるものとする。

(1) 情報収集事態

情報収集事態時には、県は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することができるよう平常時モニタリングを継続する。

原子力センターは、固定観測局及び簡易型電子線量計の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により固定観測局及び簡易型電子線量計に損壊のおそれがある場合には巡視点検を行う。固定観測局及び簡易型電子線量計に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。併せて、原子力センター庁舎内（薬品庫や分析室等）の状況確認、原子力施設の状況確認を行い、これらの対応結果について県原子力安全対策課に連絡する。

(2) 警戒事態

警戒事態時には、原子力センターは、関係機関に対して要員の出動の指示又は要請を行うとともに、原子力センターに緊急時モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリング準備を開始する。

① 固定観測局等の確認

固定観測局及び簡易型電子線量計の稼働状況を確認する。自然災害等の影響により固定観測局及び簡易型電子線量計や原子力センター庁舎内（薬品庫や分析室等）に損壊のおそれがある場合には、巡視点検を行う。固定観測局及び簡易型電子線量計に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

② 固定観測局等による測定の強化

固定観測局及び簡易型電子線量計による空間放射線量率のデータ収集頻度を2分に1回以上に設定する。また、モニタリング報のとりまとめ及び関係機関への報告を行う。

③ 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定の開始

気象条件等を考慮し、必要に応じて可搬型モニタリングポスト及び可搬型ダストヨウ素サンブラを設置候補地点から選定し設置する。可搬型モニタリングポストについては、設置と同時に測定を開始する。ただし、①の確認の結果に基づく代替機の設置を優先する。

④ 放出源情報等の収集

原子力事業者から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果等）、敷地内気象情報及びプラント情報を収集する。

⑤ モニタリングに必要な情報の収集とモニタリングカー等の出動準備

青森県原子力安全対策課からモニタリングに必要な情報（気象、交通等）を収集するとともに、モニタリングカー等の出動に備えて設備等の確認を行う。

⑥ 環境試料の採取・分析準備

環境試料（飲料水、土壌及び葉菜）の採取に必要な容器や器具の準備、分析装置の動作確認、分析室等の養生を行う。

⑦ EMCの設置準備

モニタリング情報共有システム、TV会議システム等の通信機器について動作確認や、要員の受入れに備え防護資機材等の準備を行う。

⑧ 必要な資料の準備

原子力施設周辺の平常時の空間線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備する。

(3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態時以降は、緊急時モニタリング本部は、国が設置するEMCに参画し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。

なお、ERCから緊急時モニタリング実施計画が示されるまでの間は、警戒事態における(2)の①、②、④から⑥まで及び⑧の対応を継続するとともに、以下の①及び②の対応を実施し、緊急時モニタリング実施計画が示された後は、同計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

① 可搬型ダストヨウ素サンプラの起動

警戒事態に設置した可搬型ダストヨウ素サンプラを起動し、大気中放射性物質の捕集を開始する。

② 可搬型モニタリングポスト等の配置の見直し

気象条件等を考慮し、可搬型モニタリングポスト及び可搬型ダストヨウ素サンプラの配置について検討し、必要に応じて追加配置や移設を行う。

2 通信連絡体制

各緊急事態区分におけるモニタリング実施内容は、次に定めるところによるものとする。

(1) 初動体制

初動時の要員参集に係る通信連絡体制は、図4のとおりとする。

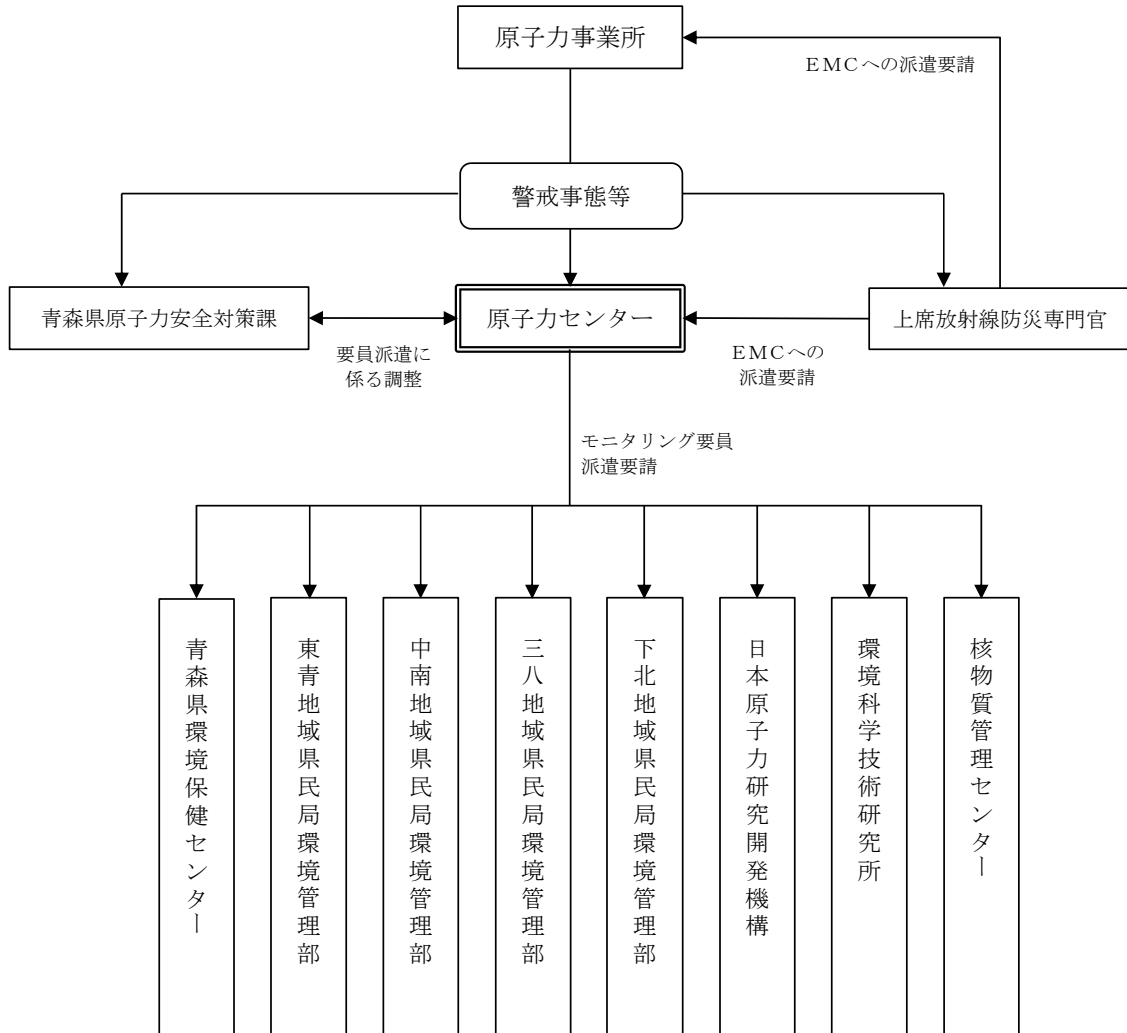


図4 初動時の連絡体制

- ①原子力センターは警戒事態発生時、状況に応じて原子力センター所長の指示により、モニタリング要員派遣機関に対し、モニタリング要員派遣の指示又は派遣準備を要請する。
- ②原子力センターは施設敷地緊急事態発生時、モニタリング要員派遣機関に対し、モニタリング要員の派遣を指示する。
- ③原子力センターは警戒事態の段階にあっても、追加のモニタリング要員が必要な場合は、原子力安全対策課と協議の上、モニタリング要員の派遣を要請する。

連絡先	電話番号	FAX番号
青森県環境保健センター	017-736-5411	017-736-5419
東青地域県民局環境管理部	017-736-9292	017-736-9293
中南地域県民局環境管理部	0172-31-1900	0172-38-5318
三八地域県民局環境管理部	0178-27-5111	0178-27-1922
下北地域県民局環境管理部	0175-33-1900	0175-23-1853
原子力センター青森市駐在	017-736-5417	017-736-5419
(国研)日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	0175-45-1130	0175-45-1153
(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター	0175-71-0474	0175-71-0475
(公財)環境科学技術研究所	0175-71-1718	0175-71-1981

(2) 情報収集事態

情報収集事態発生時の通信連絡体制は、図5のとおりとする。

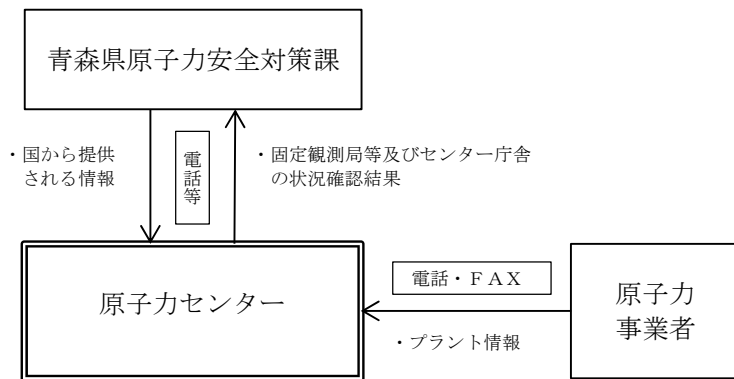


図5 情報収集事態の連絡体制

(3) 警戒事態

警戒事態発生時の通信連絡体制は、図6のとおりとする。

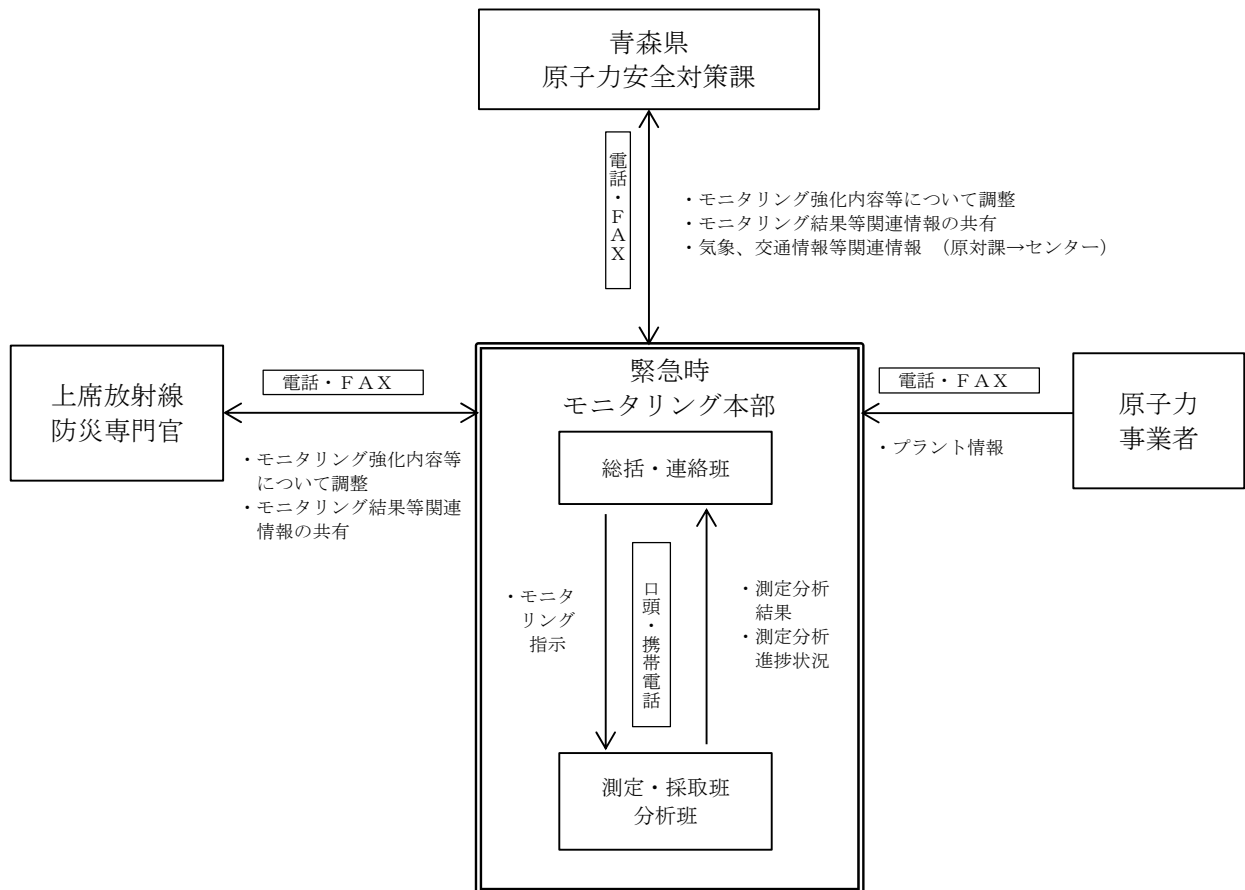
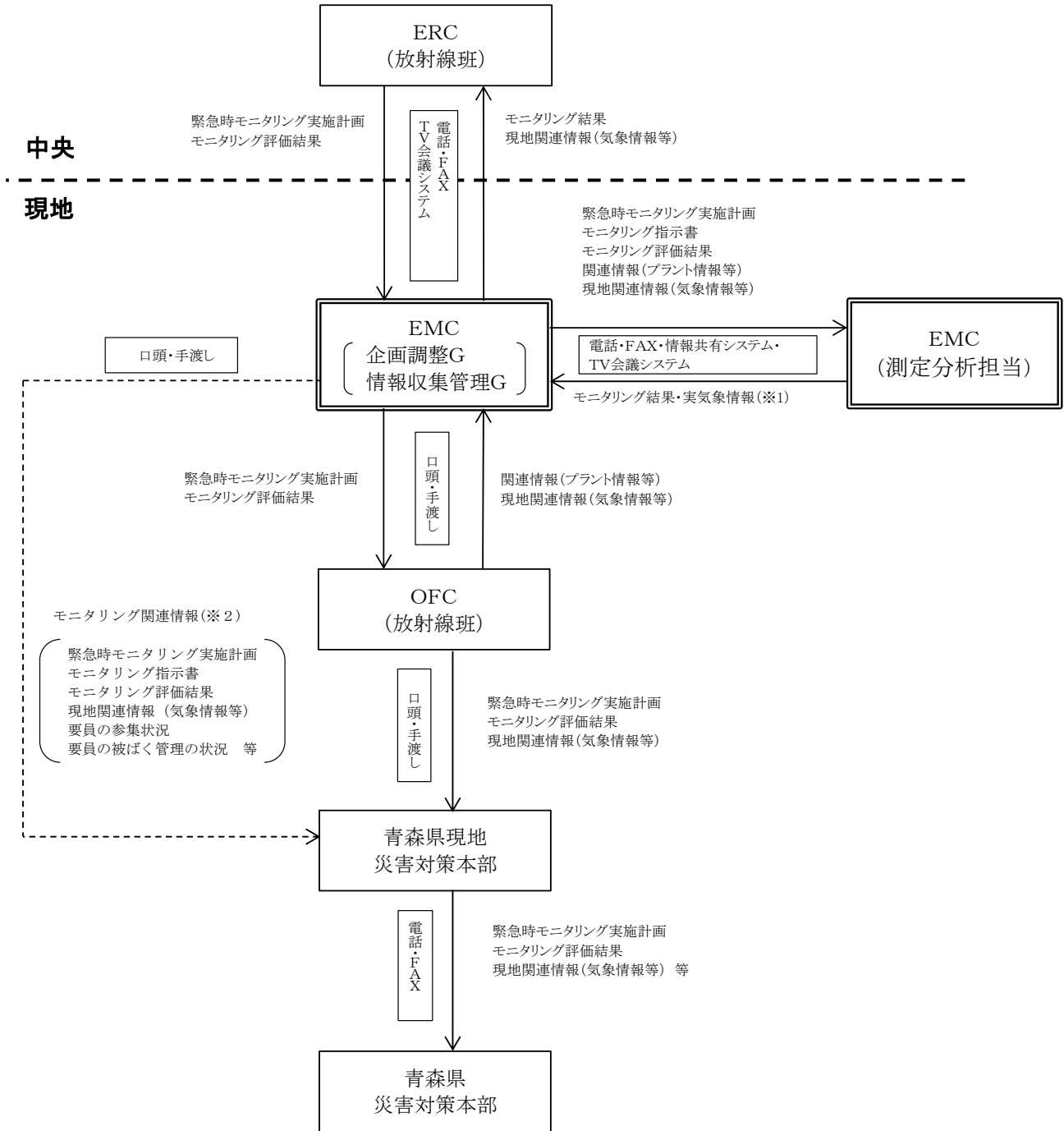


図6 警戒事態発生時の連絡体制

(4) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生時以降の通信連絡体制は、図7のとおりとする。



※1 情報共有システムを介してリアルタイムで入手される測定結果については、直接、情報収集管理グループが入手する。
 ※2 必要に応じて、企画調整グループ要員として活動する緊急時モニタリング本部要員が情報の発出を行う。

図7 施設敷地緊急事態発生時以降の通信連絡体制

3 要員の被ばく管理

緊急時モニタリング要員の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とし、可能な限り被ばく線量を少なくするよう配慮するものとする。

施設敷地緊急事態以降、屋外でモニタリング活動を行う際は、必ず個人被ばく線量計（警報付、線量表示可能のもの）を携帯し、屋外での活動毎に被ばく線量の管理を行うものとする。

要員の被ばく線量については、測定分析担当総括・連絡班でとりまとめ、情報収集管理グループ連絡班経由で企画調整グループ総括・調整班に報告するものとする。

4 資機材の整備

県が所有するモニタリング用資機材（別表1）については、その数量等を管理するとともに、常に正常な状態で使用できるよう定期的に保守点検等を行うものとする。

5 関係資料の整備

空間放射線量率等を測定する固定観測局等の測定地点及び測定項目（別表2及び3並びに別図1から3まで）のほか、緊急時モニタリングを実施するため必要な関連情報については、別途整備するものとする。

また、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内における平常時の空間放射線量率測定値等その他の関連情報についても、平常時から収集・整理し別途整備するものとする。

なお、これらの関係資料等については年度毎に見直しを行い、必要に応じて更新するものとする。

6 マニュアル等の整備

緊急時モニタリングの円滑な実施を図るため、必要なマニュアル等を作成するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、この要領に定める事項の実施に必要な細則については、関係公所の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

別表1 モニタリング用資機材一覧

(平成29年4月1日現在)

機器名	台数	仕様	保管場所
可搬型モニタリングポスト	9	γ 線及び中性子線測定用	原子力センター本所
可搬型ダストヨウ素サンプラ	2	流量：0～100L/min	原子力センター本所
発電機	2	可搬型ダストヨウ素サンプラ用、連続8時間運転可能	原子力センター本所
NaIサーベイメータ	6	空間放射線量率用	原子力センター本所1 原子力センター青森市駐在4 原子力センター東通村駐在1
電離箱サーベイメータ	5	空間放射線量率用	原子力センター本所
中性子サーベイメータ	5	空間放射線量率用	原子力センター本所
GMサーベイメータ	3	表面汚染測定用	原子力センター本所
α/β 線用シンチレーションサーベイメータ	3	表面汚染測定用	原子力センター本所
α 線スペクトルサーベイメータ	3	スペクトル表示及びROI設定可能	原子力センター本所
電子式積算線量計	72	空間放射線量用	原子力センター本所
警報付きポケット線量計	40	要員被ばく線量管理用	原子力センター本所
ハンドフットクロスモニタ	1	α 線及び β 線測定可能	原子力センター本所
Ge半導体検出器	6	U-8、2Lマリネリ容器測定可能	原子力センター本所4 原子力センター青森市駐在2
Ge半導体検出器（サンプルチェンジャー付き）	1	U-8、2Lマリネリ容器測定可能	原子力センター本所
可搬型Ge半導体検出器	1	in-situ測定用	原子力センター本所
α 線スペクトロメータ	2	検出器数：8基/台	原子力センター本所1 原子力センター青森市駐在1
ICP-MS	1	Pu分析用	原子力センター本所
車両	6	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタイプ 2台（うち1台は走行サーベイ可能） ・ミニバンタイプ 3台（うち1台は走行サーベイ可能） ・SUVタイプ 1台 	原子力センター本所

別表2 固定観測局等の測定地点及び測定項目一覧

市町村名	測定地点名	※1 区分	測定項目							
			空間放射線量率		大気浮遊 じん中全α 及び全β 放射能	大気中 気体状 β放射能	大気中 ヨウ素	大気中 気体状 フッ素	気 象	
			低 線 量 率	高 線 量 率					降水量・感雨 ・積雪深	風向・風速・気 温・湿度・日射 量・放射収支 量・大気安定度
東 通 村	小田野沢	MS	○	○	○		○ ^{※2}		○	
	老部	MS	○	○	○		○ ^{※2}		○	○
	砂子又（東通OFC）	MP	○	○					○	
	古野牛川	MP	○	○					○	
	尻労	MP	○	○					○	
	上田代	簡易		○						
	猿ヶ森	簡易		○						
	野牛	簡易		○						
	襲部	簡易		○						
	尻屋	簡易		○						
	砂子又（ふれあいの館）	簡易		○						
	鹿橋	簡易		○						
	上田屋	簡易		○						
	向野	簡易		○						
	大利	簡易		○						
一里小屋	簡易		○							
六 ヶ 所 村	尾駱	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	○
	千歳平	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}		○	○
	平沼	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}		○	
	泊	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}		○	
	老部川	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	
	二又	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	○
	室ノ久保	MS	○	○	○	○	○ ^{※3}	○	○	
	石川	簡易		○						
	出戸	簡易		○						
	新納屋	簡易		○						
む つ 市	近川	MS	○	○	○		○ ^{※2}		○	○
	桜木町	MP	○	○					○	
	関根	MP	○	○					○	
	小川町	MP	○	○					○	
	美付	MP	○	○					○	
	中野沢	簡易		○						
	今泉	簡易		○						
	二又（むつ）	簡易		○						
	金谷沢	簡易		○						
	大曲	簡易		○						
	斗南丘	簡易		○						
	港町	簡易		○						
	むつ市役所	簡易		○						
	越葉	簡易		○						
	大平	簡易		○						
	大湊上町	簡易		○						
	城ヶ沢	簡易		○						
	角違	簡易		○						
	襲川	簡易		○						
	樺山	簡易		○						
烏沢	簡易		○							
関根橋	簡易		○							
兎沢	簡易		○							

市町村名	測定地点名	※1 区分	測定項目							
			空間放射線量率		大気浮遊 じん中全α 及び全β 放射能	大気中 気体状 β放射能	大気中 ヨウ素	大気中 気体状 フッ素	気 象	
			低 線 量 率	高 線 量 率					降水量・感雨 ・積雪深	風向・風速・気 温・湿度・日射 量・放射収支 量・大気安定度
横浜町	吹越	MS	○	○	○	○	○※3		○	
	横浜町役場	MP	○							
	林ノ脇	MP	○	○					○	
	松栄	簡易		○						
	明神平	簡易		○						
	向平	簡易		○						
	大豆田	簡易		○						
	有畑	簡易		○						
	浜田	簡易		○						
野辺地町	野辺地	MP	○							
	目ノ越	簡易		○						
東北町	東北分庁舎	MP	○							
	東北町役場	MP	○							
三沢市	三沢市役所	MP	○							
青森市	比較対照(青森市)※4	MS	○		○	○	○※3	○	○	

※1：固定観測局等の種類を示す。

MS：モニタリングステーション MP：モニタリングポスト 簡易：簡易型電子線量計

※2：ヨウ素モニタにより測定。

※3：ヨウ素サンプラにより捕集しGe半導体検出器で測定。

※4：環境放射能水準調査用モニタリングポストも兼ねる。

(参考) 環境放射能水準調査用モニタリングポスト一覧

市町村名	地点名	測定項目
		空間放射線量率
		低線量率
むつ市	むつ市役所川内支所	○
弘前市	弘前市役所	○
八戸市	八戸市庁	○
十和田市	十和田市役所	○
五所川原市	五所川原市役所	○
深浦町	深浦町役場	○
外ヶ浜町	外ヶ浜町役場	○
三戸町	アップルドーム	○



凡例
 ■: モニタリングステーションまたはモニタリングポスト
 ●: 簡易型電子線量計
 ◆: 水準調査用モニタリングポスト

- [野辺地町] 野辺地
- [東北町] 東北分庁舎、東北町役場
- [三沢市] 三沢市役所
- [青森市] 比較対照(青森市)
- [弘前市] 弘前市役所
- [八戸市] 八戸市庁
- [十和田市] 十和田市役所
- [五所川原市] 五所川原市役所
- [深浦町] 深浦町役場
- [外ヶ浜町] 外ヶ浜町役場
- [三戸町] アップルドーム

別図1 固定観測局等の測定地点